第百九条の三中「第六十六条第六項」を「第六十六条第八項」に改め、同条を第百九条の四とし、第百九条の二中「第六十六条第四項」を「第六十六条第六項」に改め、同条を第百九条の三とし、第百九条の次に次の一条を加える。

（傷病手当金の額の算定）

第百九条の二　組合員（任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。）の資格を喪失した日以後に法第六十六条第五項の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、同条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは「組合員（任意継続組合員を除く。）の資格を喪失した日の前日」と、「組合員が現に属する」とあるのは「組合員であつた者（任意継続組合員を除く。）が同日において属していた」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　法第六十六条第二項に規定する標準報酬の月額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において組合員が現に属する組合の任意継続組合員である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬の月額を含むものとする。

3　法第六十六条第二項に規定する標準報酬の月額について、同一の月において二以上の標準報酬の月額が定められている月があるときは、当該月の標準報酬の月額は直近のもの（同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。）とする。

4　傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第六十六条第二項の規定により算定される額のいずれか多い額を支給する。

第百十条の次に次の一条を加える。

（出産手当金の額の算定）

第百十条の二　第百九条の二第一項から第三項までの規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十六条第五項」とあるのは「第六十七条第三項」と、「同条第二項」及び「同項」とあるのは「法第六十七条第二項において準用する法第六十六条第二項」と、「法第六十六条第四項」とあるのは「法第六十七条第二項」と、同条第二項中「法第六十六条第二項」及び「同項」とあるのは「法第六十七条第二項において準用する法第六十六条第二項」と、同条第三項中「法第六十六条第二項」及び「同項」とあるのは「法第六十七条第二項において準用する法第六十六条第二項」と読み替えて適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第百二十五条の二の次に次の一条を加える。

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

第百二十五条の三　法第百十四条の二第一項第一号の財務省令で定める短期給付は、法第五十条第一項に規定する短期給付のうち、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費及び家族出産費とする。

2　法第百十四条の二第一項第二号の財務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一　法第五十条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務

二　法第九十八条第一項に規定する福祉事業（同項第二号から第八号までに掲げるものを除く。）の実施に関する事務

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十三条の二各号に規定する事務

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○財務省令第八号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、連合国財産補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月四日

財務大臣　麻生　太郎

連合国財産補償法施行規則の一部を改正する省令

連合国財産補償法施行規則（昭和二十七年大蔵省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十条）第九条第一項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○財務省令第九号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、及びたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第三項の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月四日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項第一号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則八―一二―一二

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　第四十二条第二項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする同項第三号に掲げる官職

第二十二条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　官職に必要とされる知識、経験等の性質が特殊である等の事情から公募により難い場合

二　第十八条第一項第一号又は第七号に掲げる官職に採用しようとする場合

三　第四十二条第二項の規定により同項第三号に掲げる官職に任期を定めて採用された職員を、その任期の満了後に引き続いて育児休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用しようとする場合（その採用により処理しようとする同項に規定する業務が当該職員の同号に規定する業務と同一である場合に限る。）

第二十四条中「、第八号若しくは第九号」を「若しくは第八号から第九号の二まで」に改める。

第四十二条第二項第一号中「の官職」の下に「（次号及び第三号に掲げる官職を除く。）」を加え、「当該官職が」を「その」に改め、同項に次の一号を加える。

三　規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第六号及び第七号の休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする官職のうち、昇任等の方法により補充することが困難である官職　当該職員の出産予定日（当該職員の出産の日以後に当該官職に採用しようとする場合にあつては、出産の日）の翌日から八週間を経過する日までの期間

第四十三条第一項中「前条第二項の任期が、同項第一号に掲げる官職に採用された職員にあつては三年、同項第二号に掲げる官職に採用された職員にあつては」を「前条第二項第一号又は第二号に掲げる官職への採用について定めた任期がそれぞれ三年又は」に、「その」を「同項第三号に掲げる官職への採用について定めた任期の末日が同号に規定する職員の出産の日（当該職員が出産前である場合にあつては、出産予定日）の翌日から八週間を経過する日前である場合においては、採用した日から当該経過する日までの期間を超えない範囲内において、」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月四日

人事院総裁　一宮なほみ